

## 令和3年度 消費拡大支援事業交付要領

港都つるが株式会社

### 《事業目的》

新型コロナウィルス感染症拡大の影響を受け、市内経済が停滞している状況が続く中、積極的に企画を実施できる機会の提供及び環境の整備を行うことで、消費拡大を促す事業（イベント等）を起爆剤として市内経済の活性化を推進するとともに、潜在する消費拡大企画案の掘り起こしを図るもの。

### 《補助対象者》

敦賀市内に事業所を有する中小企業者等又は市民のグループ

ただし、みなし大企業又は暴力団若しくは暴力団員及びこれらと密接な関係を有する者との事業をおこなっているものを除く。

また、中小企業者等又は市民が補助対象者の一員となることができるのは2回までとする。

### 《補助対象事業》

市内経済の活性化に資すると判断され、市内での消費拡大を目的として行われる次の新規事業を補助対象とする。

1 敦賀市内で行われる事業

2 敦賀市内の市民及び中小企業者等のグループが中心となって行われる事業

ただし、地域住民の親睦や懇親を趣旨とする事業、特定の者の自らの営利を目的とする事業（展示会等）、風俗営業または公序良俗に反するような事業、敦賀市及び敦賀市以外から他の補助金等を受けている事業については対象外とする。

### 【対象事業例】

- ・地産品直売イベント、事業者グループによる展示即売会、買い物スタンプラリー、屋台村、音楽イベント、アートイベント、大規模バザー など

### 《補助内容》

補助率 補助対象経費の3／4以内

補助上限額 500,000円

### 《補助内容》

別表のとおり。

### 《採択条件》

- ① 新型コロナウィルス感染症の影響を受けた中小企業者等又は市民のグループによる市民及び観光客等の市内消費拡大を図るために新たな取り組みであること。
- ② 新型コロナウィルス感染症の感染防止対策の徹底がなされた取り組みであること。
- ③ 中小企業者等又は市民市民が単に市外の事業者等と連携し実施されるイベントで、市内での経済効果がないと判断されるものは対象外とする。
- ④ 国、県、市による他の補助金等を受ける事業は対象外とする。

## 《申請手続き》

### ○支給申請に必要な提出書類

- ・支援事業交付申請書（様式第1号）
- ・事業実施計画書（様式第2号）  
※様式第2号の記載内容を網羅している場合は任意様式でもかまいません。
- ・事業収支予算書（様式第3号）
- ・事業者名簿（様式第4号）
- ・その他事業の申請にあたり参考となる資料

### ○実績報告に必要な提出書類

- ・実績報告書（様式第5号）
- ・事業実施報告書（様式第6号）  
※様式第6号の記載内容を網羅している場合は任意様式でもかまいません。
- ・事業収支決算書（様式第7号）
- ・記録写真（会場全体、補助対象経費に係る物品など）、チラシなどの資料
- ・その他参考となる資料

### ○手続きスケジュール

**2ヶ月前～1ヶ月半前まで（又は令和4年2月1日まで）**

申請書を港都つるがへ提出

※提出後、事業内容の修正を指示する場合もあるため、なるべく早めに提出してください。

※事業の内容や記載方法の助言を行うため、なるべく事前に相談を行ってください。

**1ヶ月半前～1ヶ月前まで**

申請書をもとに書類審査を実施し、支援の可否を申請者に通知

**イベントの実施**

**～3ヵ月後（又は令和4年3月25日まで）**

実績報告書を港都つるがへ提出

#### 注）支援申請及び実績報告の最終提出期限

支援申請…令和4年2月1日

※期限日以降の支援申請は受付できません。

実績報告…令和4年3月25日

※期限までに報告書の提出が無い場合は、支援金の支給は行いません。

## 《経費に関する取扱い》

- ① 総収入額から当該支援金を差し引いた額が総事業費を超える場合は、支援金の支給は行いません。
- ② 収益に関する確認資料として通帳のコピー又は帳簿、領収書、振込明細書等詳細が分かるものを提出してください。
- ③ 支給額の決定については、最終的に事業終了後に提出される事業実施報告書及び収支決算書によって決定し、審査において承認した支援金支給率及び支給限度額を超えた場合であっても支援は行いません。
- ④ 本支援制度と敦賀市及び敦賀市以外から他の補助制度等を合わせて受けすることは認めません。
- ⑤ 事業収入、対象経費及び対象外経費については、別表のとおりとします。

## 別表

### 補助対象経費

区分	備考
1 消耗品費	事業に必要な消耗品購入費用（コロナ対策費、文房具等）
2 会議費	会議に係る費用
3 印刷製本費	ポスター、チラシ、案内看板等の製作費用等
4 広報宣伝費	折込料、広告掲載、SNS広告等に要する費用
5 通信運搬費	郵便料等
6 賃借料	テント、机、イス等のイベントに必要な物品の賃借に係る費用
7 委託費	会場設営、事業実施時の警備等に係る費用
8 役務費	事業保険料、各種申請費用等
9 報償費	出演者に対する報酬、謝金、交通費等

### 補助対象外経費

区分
事業関係者の飲食に係る経費
販売を目的とするものに要する経費（売上に関する材料費等）
備品の購入費用
参加賞、賞金、景品代及び振る舞いにかかる経費（振る舞いとは、不特定多数を対象に材料費の原価以下で販売、配布したものとする）
保守点検、部品の交換等の施設維持管理に係る経費
土地の取得、造成、補償に係る経費

### 事業収入

区分
広告料、協賛金、出店料、入場料等

※記載のない経費については、事務局にて審査のうえ決定します。